

障害者計画の基本理念の変更について

現行計画

障害者計画（第3次）（平成27年度～令和2年度）の基本理念

障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺



次期計画

第4次障害者計画（令和3年度～令和8年度）の基本理念（案）

障害のある人もない人も支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち

⇒共生社会の実現に向けて、「支え合い」の表現を入れる。

⇒障害者が自己実現できる環境を目指し、「自分らしくいきいき」の表現を入れる。

【他計画との整合性】

○国分寺市総合ビジョン（計画期間：平成29年度～令和6年度）の基本目標

障害者計画（第3次）を策定時、国分寺市では、「第4次国分寺市長期総合計画（平成19年度～平成28年度）」において、国分寺市の将来像として「健康で文化的な都市ー住み続けたいまち、ふるさと国分寺ー」を掲げていた。

現在は、「国分寺市総合ビジョン」と計画名称を改め、市民、事業者等とともにまちづくりを進める上で基本目標となる未来のまちの姿として「魅力あふれ ひとつつながる 文化都市国分寺」を定めている。

その実現のための具体的な取組等を定めた「国分寺市ビジョン実行計画」において、障害者福祉分野では「障害のある人もない人も、社会の一員として、互いを尊重し、支えあいながら、ともに生きがいを持っていきいきと暮らせる環境が整っています」を目指す姿として掲げている。

○国：障害者基本計画（第4次）（平成30年度～令和4年度）の基本理念（抜粋）

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

障害者基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

○東京都障害者・障害児施策推進計画（平成30～32年度）の基本理念（抜粋）

・基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。

・基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

・基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続ける社会の実現を目指します。